

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和4年9月27日（火）午前9時10分～午前9時41分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和4年度内部評価結果報告書（令和3年度実施事業）（案）について」は、先ほどの行財政改革推進本部会議で了承されましたので、庁議としても了承します。続いて、審議事項2「狛江市ゼロカーボンシティシナリオ（案）について」の説明をお願いします。

部 長 本件は、狛江市ゼロカーボンシティ宣言に則り、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指すための、温室効果ガス排出量の目標や再生可能エネルギー導入目標、目標達成に向けた施策の方向性を示したものです。45ページの図4.6を御覧ください。今後の社会変容や導入可能な再生可能エネルギー導入量の調査分析等を基に、全体の温室効果ガス排出量の目標として、2030年度までに2013年度比で-54%、2050年度までに実質ゼロとしています。また併せて、目標達成には国や東京都等の広域的な取組による削減効果が前提となること等を踏まえ、市の取組による排出削減量と、必要な再生可能エネルギー導入量の目標を掲げています。49ページ以降に、施策の方向性と取組による削減見込量を記載しています。施策の方向性としては、住宅や事業所の省エネ促進及び再生可能エネルギー設備導入の加速化、プラスチック廃棄物の削減、グリーンスローモビリティ等の新たな公共交通手段の導入、公共施設における再生可能エネルギー電気の導入拡充等に向けた市の率先行動の強化等を掲げています。また、削減見込量については、現在取り得る、市の取組による目標削減量に足りないことから、差分について今後の技術進展による新たな取組により補填していくこと、それでも達成が見込めない場合は、カーボンオフセットの利用拡充も検討するとしています。本件については、市の附属機関である狛江市環境保全審議会及び課長級で構成する狛江市環境基本計画庁内委員会での議論を経て、本日開催した環境基本計画推進

本部にて了承いただいています。今後は、議員及び各課へのデータ配布、広報等での公表及び建設環境常任委員会協議会への報告を行います。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市環境保全実施計画に基づく進捗状況報告書（令和3年度版）（案）」について」の説明をお願いします。

部長 本件は、令和11年度までを計画期間とする「狛江市環境基本計画」と、その実行計画であり令和4年度までを計画期間とする「狛江市環境保全実施計画」における令和3年度の事業実績、施策の推進状況を評価・公表するものです。事業ごと、施策ごとの評価を2ページに記載する基準で評価し、加えて、今後策定する次期狛江市環境保全実施計画の策定に向けた事業展開の考え方を施策ごとに記載しています。3ページを御覧ください。施策評価の結果です。全体の約3割がA評価、約7割がB評価となり、全体として計画通りの事業を実施し、見込んだ成果を出すことができました。脱炭素分野においても、狛江市ゼロカーボンシティ宣言に則り、住宅への太陽光発電設備の導入に対する助成制度の実績増、庁舎への100%再生可能エネルギー電気の導入等、積極的な事業展開に取り組みましたが、ゼロカーボンシティ実現に向けて今後、更なる取組の強化等が必要になるものと考えています。以降のページで各事業、施策の評価の詳細を、39ページ以降に市の環境に関する各種データを掲載しています。本報告書については、市の附属機関である狛江市環境保全審議会及び課長級で構成する狛江市環境基本計画庁内委員会での議論を経て、本日開催した環境基本計画推進本部にて了承いただいています。今後は、議員及び各課へのデータ配布、広報こまめ等での公表及び建設環境常任委員会協議会への報告を行います。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「岩戸北三丁目・四丁目周辺地区地区計画の素案に関するまちづくり懇談会について」を報告してください。

部長 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区においては、令和2年度より調布都市計画道路3・4・16号線の整備を見据え、良好な環境の形成・維持向上を図るため、地区計画の策定に向けて検討を進めてきました。令和3年11月にはまちづくり懇談会を開催し、地区住民の意見把握を行いました。令和4年8月に地区内の一部において再度アンケートを実施し、地区計画等の素案を取りまとめましたので、概要を報告します。

地区計画について、地区計画の地区施設の整備の方針は、土地利用転換に合わせた都市基盤整備及び住宅地における生活道路基盤の整備を目的として、一の橋通り及び市道609号線等の道路において区画道路を位置付けることや、調布都市計画道路3・4・16号線の整備に合わせ、広場の位置付けを

行います。建築物等の整備の方針としては、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限等を定める予定です。建築物等の用途の制限については、住環境を阻害する施設（風俗施設、屋外遊戯施設及び工場等）について制限を行います。建築物の容積率及び建蔽率の最高限度については、低層住宅地区において、区画道路2号（市道609号線）に接道する敷地が壁面後退した場合のみ適用します。用途地域等については、地区計画策定と同時に変更する用途地域及び高度地区等について説明します。地区中央部の第一種低層住居専用地域のうち、市道609号線より北西側の区域について、用途地域を第一種中高層住居専用地域へ変更するとともに、高度地区を、第一種高度地区から25m第二種高度地区へ変更を行います。また、第一種低層住居専用地域の区域は、現在防火指定がない地区となっていますが、準防火地域の指定を行います。

今後のスケジュールは、広報こまえ10月1日号で周知を行い、10月23日にまちづくり懇談会を開催し住民の方々との意見交換を行う予定です。その後、令和5年1月に都市計画法第16条に基づく地区計画等の原案の公告、縦覧及び意見書の提出期間を設け、原案説明会を実施します。令和5年3月に都市計画法第19条に基づく東京都協議の後、4月に都市計画法第17条に基づく公告、縦覧及び意見書の提出期間を設けます。都市計画決定及び変更については、令和5年7月頃の予定です。

市 長 その他ありますか。

部 長 令和5年度保育園等及び学童クラブの入園（入会）申込み受付期間及び日曜・夜間窓口の実施についてです。新型コロナウイルス感染症対策のみならず、新しい生活様式に対応した申請者の利便性の向上を目的として、保育園等は基本的には郵送による申請を勧奨し、学童クラブに関しては、今回よりLoGo フォームを活用した電子申請受付を開始します。引き続き窓口での申請も受け付けます。受付期間は11月7日から25日までです。受付期間中、日曜窓口と夜間窓口をそれぞれ開設します。日曜窓口は11月20日の午前9時から午後1時まで、夜間窓口は、11月24日の午後5時から午後8時までです。保育園等入園申込み説明は、令和3年度に引き続き申込説明の動画を10月14日よりYouTubeの市公式動画チャンネルにアップロードします。また、動画の概要欄に児童育成課問合せフォームのリンクを掲載し、質問を受け付けます。質問受付期間は10月14日から24日までとし、質問に対する回答を取りまとめて10月28日に市ホームページに掲載する予定です。

市 長 他にありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症の陽性者全数把握についてです。9月7日より

国で新型コロナウイルス感染症療養期間の短縮や無症状者の食料品購入が認められているところです。市内陽性者の発生状況は、9月22日が70人、23日が51人、24日が35人、25日が22人となっています。各部に協力いただいた自宅療養者への支援については、23日から26日までの期間での申請件数は4件となっており、市内感染状況は落ち着いてきています。

また、第76回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、発生届の対象者が大幅に変更になりました。発生届の提出対象となるのは、65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり治療薬の投与又は酸素投与が必要であると医師が判断する者、妊婦の方のいずれかに該当する場合です。対象外の方は自身で都の陽性者登録センターに登録し、My HER-SYS（マイハーシス）にて健康観察や配食サービス等のフォローアップが受けられるものであり、こちらは9月26日から実施されています。

また、陽性者の全数把握をしないことに伴い、市からの架電は基本的には行わない方向で考えています。自宅療養者の食料支援については、市ホームページ上に掲載しており、希望がある限り継続とする予定です。市ホームページ上の市内陽性者数の掲載は、今後全数把握でなくなるため、運用の変更が必要となりますが、他市の状況を鑑み、陽性者数を掲載しない方向で考えています。

- 市 長 本件について、質問等ありますか。
- 部 長 市内の診療所は落ち着いている状況ですか。
- 部 長 毎月1回実施している会議では、保健所と各市医師会は、落ち着いており、通常の診療が行うことができている状況です。
- 市 長 発熱外来については継続していくのでしょうか。
- 部 長 現状からの変更はなく、継続とする予定です。
- 市 長 従来、陽性者数については居住地域別の報告を実施していましたが、9月27日より東京都での公表は取り止めとなることから、市としても27日より市ホームページでの新型コロナ感染症陽性者数掲載は取り止めとします。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月4日午後4時00分から開催します。